

第15表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	57.4 %	(37.0) %	(63.0) %	%	42.6 %	47.0 %	(19.8) %	(79.6) %	(0.6) %	53.0 %
	500人以上	89.3	(44.9)	(55.1)		10.7	87.6	(23.7)	(75.7)	(0.6)	12.4
	100人以上 500人未満	45.7	(32.4)	(67.6)		54.3	49.6	(18.6)	(81.0)	(0.4)	50.4
	100人未満	23.2		(100.0)		76.8	24.9	(17.7)	(80.8)	(1.5)	75.1
高 校 卒	計	44.4	(36.2)	(62.3)	(1.5)	55.6	23.7	(20.2)	(78.8)	(1.0)	76.3
	500人以上	64.7	(40.3)	(59.7)		35.3	44.2	(24.5)	(74.9)	(0.6)	55.8
	100人以上 500人未満	35.0	(43.4)	(56.6)		65.0	24.5	(17.7)	(81.6)	(0.7)	75.5
	100人未満	28.5		(88.0)	(12.0)	71.5	13.3	(21.9)	(75.8)	(2.3)	86.7

(注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 扶養(家族)手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	13,961円	14,347円
配偶者と子1人	20,169円 (6,208円)	20,481円 (6,134円)
配偶者と子2人	25,859円 (5,690円)	26,013円 (5,532円)

(注) 1. 支給月額、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を扶養家族の構成に応じて累計したものである。
 2. ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 3. 扶養(家族)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。